

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、4月11日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信

相談票 

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可 *混雑時は電話が繋がりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、**「後遺症の相談」とお伝えください。**

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

【問合せ】保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区 HP(やさしい日本語)



12歳～17歳の方へ 新型コロナワクチン3回目接種

12歳～17歳の方を対象とした新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施しています。

対象者には接種券を発送しました。接種を希望する方は、予約をお願いします。ワクチン接種についての最新情報や詳細は、区ホームページをご覧ください。

【予約】 事前に▶電話で問合せ先へ▶墨田区専用予約システム(<https://g131075.vc.liny.jp>)から申込み

【問合せ】 墨田区コロナワクチン接種問合せダイヤル☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)



区 HP(やさしい日本語)



墨田区専用予約システム



申請期間は6月30日までです

新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金にお困りの方へ

「福祉資金 緊急小口資金」

「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け

「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを、**6月30日まで**行っています。なお、**原則、郵送での受け付け**です。

■福祉資金 緊急小口資金

【対象】休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯**【貸付上限額】**20万円以内**【利子】**無利子**【償還期間】**2年以内(均等月賦償還)

■総合支援資金 生活支援費

【対象】失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯**【貸付上限額】**▶単身世帯=月額15万円以内 ▶2人以上世帯=月額20万円以内**【利子】**無利子**【貸付期間】**3か月以内**【償還期間】**10年以内(均等月賦償還)

【申込み】墨田区社会福祉協議会☎3614-3902

(〒131-0032東向島2-17-14)

*月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*必要書類や制度の詳細は、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照



墨田区社会福祉協議会

受給を終了した方の再申請期限は6月30日まで延長となりました!

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、6月30日までです。**なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請ができます。詳細は電話でお問い合わせください。

【対象】申請日において離職・廃業から2年以内の方、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない勤務時間・就労機会の減少により、収入が減少した方 *そのほか収入・資産等の要件あり**【支給期間】**原則3か月(最長9か月まで延長可) *要件等の制度の詳細や必要書類は、問い合わせるか、区ホームページを参照

【問合せ】くらし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課内)☎5608-6289



申請期限は6月30日(消印有効)まで延長となりました!

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、**緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯**へ、就労による自立を図るため、また、就労による自立が困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を給付します。また、本支援金の受給を終了した方の再申請を受け付けます。**申請期限はいつでも6月30日(消印有効)です。**

【対象】社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により、これ以上利用できない世帯の主たる生計維持者 *そのほか収入・資産・求職活動などの要件あり**【月額支給額】**▶単身世帯=6万円 ▶2人世帯=8万円 ▶3人以上世帯=10万円**【支給期間】**初回・再支給いずれも最大3か月間 *申請方法や必要書類等の詳細は区ホームページを参照

【問合せ】墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当☎5608-1254



墨田区国民健康保険または、東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスは除く)。

【対象】次の**全ての要件**を満たす方▶墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である▶給与等の支払いを受けている被用者である▶新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない▶労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない**【支給期間】**労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間**【支給額】**直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 *上限あり**【適用期間】**令和2年1月1日～4年6月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

受給には申請が必要です。受給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

墨田区国民健康保険の被保険者の問合せ

国保年金課こほ給付係
☎5608-6123

75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者の問合せ

広域連合お問合せセンター
☎0570-086-519・FAX0570-086-075
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

窓口の混雑状況がわかる!

区役所1階の窓口と2階のマイナンバーカード専用窓口

以下の方法で、窓口の混雑状況がわかるほか、4月から、受け付けの順番が近付いてきたことをEメールでお知らせするシステムを新たに導入しました。ぜひ、ご活用ください。

混雑状況がわかる窓口業務

区役所1階▶住民異動届 ▶住民票の写しや戸籍の証明書等の発行 ▶戸籍届

区役所2階▶マイナンバーカードの交付等

確認方法

「混雑・空き情報」インフラ ネコの目.comのホームページから官公庁を選択して「墨田区役所」を検索

問合せ

窓口課庶務係☎5608-6100



ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。


**場所が変わりました
マイナポイント申込支援窓口**

ICカードリーダーやマイナンバーカード対応のスマートフォンなどを持っておらず、マイナポイントの申込みができない方の支援窓口を、区役所2階のマイナンバーカード専用窓口併設しています。なお、申し込む際に、キャッシュレス決済サービスの選択が必要です。選択時に入力する情報は、申し込む決済サービスごとに異なりますので、各決済サービス事業者に問い合わせるか、マイナポイント事業のホームページ内の「対象となる決済サービス検索」をご覧ください。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録をした方や、公金受取口座の登録をした方のポイント付与の開始時期などについては、決定次第お知らせします。

【開設期間】月曜日～金曜日の午前9時～正午、午後1時～4時(祝日を除く)**【ところ】**マイナンバーカード専用窓口(区役所2階)**【対象】**区内在住でマイナンバーカードをお持ちの方**【問合せ】**
▶マイナポイント事業=マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178 ▶手続=マイナポイント申込支援窓口☎5608-1111(内線3667) ▶その他=ICT推進担当☎5608-6226



**戦没者等の遺族の方へ
慰霊巡拝**


厚生労働省による旧主要戦域などへの慰霊巡拝の参加を受け付けています。


【実施予定時期】8月～令和5年2月**【派遣地域】**カザフスタン共和国/イルクーツク州・ブリヤート共和国/ハバロフスク地方・ユダヤ自治州/中国東北地方(旧満州地区全域)/インドネシア(ニューギニア島西部含む)/東部ニューギニア(ニューギニア島東部)/ビスマーク諸島/インド/トラック諸島/ミャンマー/フィリピン/硫黄島**【問合せ】**▶都福祉保健局生活福祉部計画課援護恩給担当☎5320-4078 ▶厚生課厚生係☎5608-1163 *参加要件や申込方法等の詳細は、都福祉保健局のホームページを参照


**ご活用ください
ものづくり企業地域共生推進助成金**

区内のものづくり企業が近隣地域と共生するため、近隣住民等への配慮を前提とした、防音・防臭・防振など操業環境の改善等につながる事業を行う場合、その費用の一部を補助します。詳細は区ホームページをご覧ください。なお、申込みの際は、事前に電話でお問い合わせください。**【受け付け期間】**5月9日～25日**【問合せ】**経営支援課経営支援担当☎5608-6185

区の世帯と人口(4月1日現在)

世帯	15万8562 (+1298)	
人口	27万6800 (+845)	
男	13万6571 (+297)	*住民基本台帳による
女	14万0229 (+548)	* ()内は前月比


**空いているお部屋はありませんか
すみだすまい安心ネットワーク事業**

すみだすまい安心ネットワーク事業では、高齢者や障害のある方がいる世帯、子育て世帯などの住宅確保に特に配慮を要する世帯(住宅確保要配慮者)の民間賃貸住宅等への居住等を支援しています。

現在、この事業では、提供してくださる住宅を募集しています。提供住宅は「登録住宅」または「専用住宅」として都に登録していただきます。登録住宅には成約時の謝礼金(1件5万円)等が、専用住宅には家賃や家賃債務保証料の減額補助等があります。また、入居者は区が公募し、その後家主と賃貸借契約を締結することとしています。内容や要件等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

【住宅の要件】▶住戸の専有面積15㎡以上 *着工日により異なる ▶消防法、建築基準法に違反していない ▶耐震性がある(新耐震基準に適合しているか、旧耐震基準の建物でも耐震性があれば可) ▶台所、トイレ、浴室またはシャワー室がある ▶入居を不当に制限しない ▶家賃が近隣の賃貸相場と同程度である *ほかにも要件あり**【問合せ】**住宅課居住支援担当☎5608-6214




**予約開始日にご注意ください
弁護士による法律・人権相談**

法律・人権相談の予約申込日が通常とは異なりますので、ご注意ください。

■対象となる相談日と予約開始日
【相談日】5月2日(月)・6日(金)・9日(月)**【予約開始日】**4月25日(月) *5月11日分以降は各相談日の1週間前から予約開始

■事業の概要
【相談日時】毎週月・水・金曜日の午前10時～

11時半・午後1時～4時(祝日・年末年始を除く)
【相談時間】30分**【定員】**先着9人(組)**【費用】**無料**【相談場所・申込み】**すみだ区民相談室(区役所1階)☎5608-1616


**誰もが働きやすい職場へ
女性活躍推進・働き方改革
アドバイザー派遣事業**

女性の活躍推進や働き方改革、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進をめざす区内の中小企業等を対象に、無料で社会保険労務士をアドバイザーとして派遣します。助言を受けることで、働く人の意欲向上や優秀な人材確保、生産性の向上、企業のイメージアップなどの効果が期待できます。誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいきましょう。

【対象】常時雇用する労働者数が100人以下の区内の中小企業等 *審査あり**【申込み】**随時、申込書を直接または郵送で〒130-8640人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当(区役所14階)☎5608-6512へ *申込書は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可



**ご活用ください
人材確保・定着支援補助金**

区内中小企業の従業員が働きやすいよう、就業規則の作成や見直しを行ったうえで職場環境の整備を行った場合、経費の一部を補助します。補助金の詳細は区ホームページをご覧ください。なお、申込みの際は、事前に電話でお問い合わせください。

【申込み】5月9日～31日(必着)に必要な書類を直接または郵送で〒130-8640経営支援課経営支援担当(区役所14階)☎5608-6184へ

令和4年(第45回)隅田川花火大会は開催を中止します

令和4年の花火大会開催に向けて関係機関と協議を重ねてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年隅田川花火大会は中止となりました。開催を楽しみにされていた皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

問合せ 隅田川花火大会実行委員会事務局☎5608-1111

区部長級職員の人事異動

4月1日付けで行われた、区部長級職員の人事異動についてお知らせします。なお、氏名の後ろの< >は旧職です。

総務部参事

渡邊久尚<総務部法務課長>

区民部長

佐久間 之<都市整備部環境担当部長>

地域力支援部長

後藤隆宏<福祉保健部長>

産業観光部長

郡司剛英<企画経営室参事>

福祉保健部長

関口芳正<地域力支援部長>

都市計画部長

久井隆司<都市計画部参事>

都市整備部長

天海晴彦<都市整備部参事>

都市整備部環境担当部長

鹿島田 和宏<産業観光部長>

都市整備部環境担当参事

三浦博司<都市整備部環境担当環境保全課長>

都市整備部立体化・まちづくり推進担当部長

宮本知明<都市整備部立体化推進担当部長>

監査委員事務局長

青木 剛<教育委員会事務局次長>

教育委員会事務局次長

宮本知幸<教育委員会事務局参事>

教育委員会事務局参事

須藤浩司<福祉保健部参事>